

- 在外選挙人名簿登録者数
男性94人、女性110人、計204人
- 今回の在外選挙人名簿登録などの要件
- ①日本国民
- ②登録申請時に満18歳以上
- ③国外に住所を有し、次のいずれかに該当する
 - その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所がある
 - 本市の選挙人名簿に登録されており、出国前に海外への転出届および在外選挙人名簿登録移転申請をしている
- ▶選挙管理委員会事務局 ☎
☎042-420-2801

市立保育園の夏季保育業務補助員

- 資格/人数 子ども好きな方・短期間でも勤務できる方/10人程度
- 勤務日時 7月19日(金)~8月30日(金)の平日午前8時30分~午後5時
※勤務可能な日を履歴書に記載
- 報酬(時間額) ●1,230円(保育士資格者) ●1,130円(無資格者)
- ☎7月1日(月)までに指定応募書類に記入し持参(田無第二庁舎2階)
※通年の保育業務補助員も随時募集しています。詳細は市☎をご覧ください。
- ▶幼児教育・保育課 ☎
☎042-452-6777

etc その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

- ※東学童クラブ保護者会 様(物品)
- ※匿名(玩具)
- ※遠藤京子 様(食品のフードモデル)
- ※金子将明 様(書籍・玩具)
- ※MUFG PARK 様(テニスボール)
- ▶総務課 ☎☎042-460-9810

傍聴

審議会など

- 教育委員会
時 6月25日(火)午後2時
場 田無第二庁舎4階
内/定 行政報告^{ほか}/10人
▶教育企画課 ☎
☎042-420-2822
- 社会教育委員の会議
時 6月28日(金)午後2時
場 田無第二庁舎3階
内/定 提言内容/2人
▶社会教育課 ☎
☎042-420-2831
- 緑化審議会
時 6月19日(水)午前10時
場 エコプラザ西東京
内/定 みどりの基本計画^{など}/5人
▶みどり公園課
☎042-438-4045
- 青少年問題協議会
時 7月4日(日)午前10時
場 田無庁舎5階
内/定 第12期活動テーマ^{ほか}/3人
▶児童青少年課 ☎
☎042-460-9843

募集

「男女平等参画推進委員会」市民委員

- ☎男女平等参画推進施策の推進
- 資格/人数 在住・在勤・在学で18歳以上の方/5人
- 任期 令和8年7月30日まで
- 会議数 年間5回程度
- 謝金 日額1万800円
- ☎7月1日(月)(必着)までに、作文「私が考える男女平等参画社会の実現について」(800~1,000字程度)・住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレスを右記市☎から申込フォーム・メール
- ▶男女平等推進センター ☎
☎042-439-0075
- ☎kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp

緑化審議会委員

- 内 みどりの基本計画の推進について^{など}
- 資格/人数 在住・在勤・在学で満18歳以上の方/3人
※ほかの審議会などとの兼任不可
- 任期 8月から2年間
- 開催回数 年間3回程度
- 報酬 日額1万800円(予定)
- ☎6月28日(金)(必着)までに、西東京市緑化審議会委員選考申込書と小論文「効果的な緑化行政の進め方」(800字程度)を、〒202-0011泉町3-12-35エコプラザ西東京内みどり公園課に郵送または持参
- ▶みどり公園課 ☎
☎042-438-4045

民生委員・児童委員を名乗る人物に注意!



民生委員・児童委員が活動する際は、必ず顔写真付き身分証や徽章(バッジ)を所持しています。不審に感じたら、右記へお問い合わせください。

- 市長が1日民生委員・児童委員に5月12日に市長が注意喚起や啓発活動を行いました。※当日の様子は市☎をご覧ください。
- ▶地域共生課 ☎
☎042-420-2807

国民健康保険料の変更点をお知らせします

□料率以外の改定

加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。今年度の国民健康保険料については、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を22万円から24万円

へ改定しました。

□軽減制度の拡大

前年の所得に応じた所得割額、加入人数に応じた均等割額の合計で賦課されますが、世帯全体の所得が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和6年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました(下記「改正内容」のとおり)。

- ▶保険年金課 ☎☎042-460-9822

※軽減の判定には国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)の所得が含まれ、また国保から後期高齢者医療制度へ移行した方(特定同一世帯所属者)の所得および人数も含めます。※専従者給与(控除)額は必要経費に算入されません。また、それぞれの専従者が当該事業から受ける給与所得の金額はないものとします。※65歳以上(令和6年1月1日時点)の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。※譲渡所得の特別控除は適用しませんが、雑損失の繰越控除は適用します。

□改正内容

現行	改正後	軽減割合
前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	7割
前年中の軽減判定所得が43万円+[29万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[29.5万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	5割
前年中の軽減判定所得が43万円+[53.5万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	前年中の軽減判定所得が43万円+[54.5万円×被保険者数と旧国保被保険者数の合算数]+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	2割

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

同じ世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などを合計した額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和6年度から軽減判定に使う所得(軽減判定所得)の基準額が変更になりました。

☎制度について…広域連合お問い合わせセンター

☎0570-086-519 (IP電話・PHSの方は☎03-3222-4496)

- ▶保険年金課 ☎☎042-460-9823

□改正内容

現行	軽減割合	改正後	軽減割合
総所得金額等の合計が下記に該当する世帯		総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1)×10万円以下	7割	43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1)×10万円以下	7割
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1)×10万円+29万円×(被保険者数)以下	5割	43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1)×10万円+29.5万円×(被保険者数)以下	5割
43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1)×10万円+53.5万円×(被保険者数)以下	2割	43万円+(公的年金または給与所得者の合計数* -1)×10万円+54.5万円×(被保険者数)以下	2割

●令和6年1月1日時点で65歳以上の方は、公的年金等に係る所得から15万円を控除します。●世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。●軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。*公的年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円または給与収入が55万円を超える被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。